

仕様書

1. 件名

鳴門市学校給食センターで使用するLPガスの供給（後期分）

2. 需要場所

鳴門市学校給食センター（鳴門市大津町備前島字松ノ本219番地）

3. 予定ガス使用量

30,300m³（令和8年10月1日～令和9年3月31日 6ヶ月間の推定）

4. 供給期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日

5. バルク貯槽仕様

地上式 縦型2,900kg

参考寸法：約1,800φ×3,500H

カップリング型式：LPF-20M

台数：2台（別系統）

図面：別紙のとおり

6. 契約方法

LPガス1m³当たりの単価契約とする。（プロパンガス）

7. 供給方法

（1）LPガスバルク貯槽に、ローリー車によりLPガスを供給し、定期巡回や遠隔監視によりバルク貯槽残容量が4割以上を確保するように配送する。

（2）随時発注者の求めに応じ納入できることとする。

8. その他

（1）上記3の使用量は予定数量であり、実際の使用量に増減が生じることについての異議は認めない。

（2）支払いについて、受注者は月の初日から当該月末日までのガスメーターによる計量をもとに料金を算出し（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、1月分まとめて請求することとする。

- (3) 電話回線を利用した残量メーター（テレメーター）が必要な場合には、メーターの設置から撤去までの費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) L P Gバルクへの供給のためのローリー車の運搬・交換に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 受注者は、ガス事業法、消防法、その他規定する法令を遵守するものとする。
- (6) 受注者は、貯蔵施設等設置許可申請及び廃止届等を遅滞なく提出すること。申請の費用は受注者の負担とする。
- (7) L P G設備全般について、受注者はガスの専門的知識を提供し、適切な指導及びアドバイスをを行うものとする。
- (8) 法令で定められた保安点検を行うとともに、定期的な自主点検を実施し、安全の確保を図るものとする。
- (9) 不慮の事故によりガス供給が遮断した場合を想定し、30分以内に対処可能な体制をとること。
- (10) 契約期間終了後におけるプロパンガス残量分については、受注者の責任において次期受注者に引き継ぐものとする。
- (11) 社会情勢の著しい変化等により協議が必要になった場合、速やかに協議を行い、解決に努めるものとする。
- (12) 受注後、業務実施時において疑義が生じた際は両者協議のうえ決定するものとする。